

令和 6 年第 1 回小城市議会臨時会提案理由

(令和 6 年 2 月 14 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 6 年第 1 回小城市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本臨時会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて、令和 5 年度小城市一般会計補正予算（第 8 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 1 億 6,452 万 3 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 236 億 2,548 万 2 千円としたものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正でございますが、「令和 5 年度物価高騰対策給付金支給事業（住民税均等割のみ課税世帯分）」及び「令和 5 年度物価高騰対策給付金支給事業（低所得者の子育て世帯分）」を追加するものでございます。

それでは、補正の内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

第 3 款 民生費でございますが、「令和 5 年度物価高騰対策給付金支給事業（住民税均等割のみ課税世帯分）」につきましては、住民税非課税世帯への給付に続き、住民税均等割のみの課税世帯に対しまして、10 万円を給付するための経費を計上するものでございます。

次に、「令和 5 年度物価高騰対策給付金支給事業（低所得者の子育て世帯分）」につきましては、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみの課税世帯に対しまして、扶養されている 18 歳以下の子どもに、一人当たり 5 万円を給付するための経費を計上するものでございます。

以上、歳出の内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国庫支出金などを計上するものでございます。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 25 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 2 号 財産の取得についてでございますが、本議案は、牛津川遊水地事業 集団移転先造成工事に必要な用地を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 3 号 小城市農業委員会委員の任命についてでございますが、農業委員会委員に欠員が生じており、後任の委員を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、報告関係議案について御報告申し上げます。

報告第 1 号 専決処分の報告についてでございますが、令和 5 年 12 月 21 日午後 1 時 20 分頃、市が所有する収集車を後退させる際、相手方敷地のブロック塀に接触し、損傷させたもので、示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 6 年 1 月 10 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、本臨時会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。